

## 関川村新型インフルエンザ等対策行動計画変更の概要

### 1 行動計画変更の経緯

新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画の抜本的な改正が行われた。これを踏まえ、新潟県において、新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画が変更された。

県の計画変更を受け、各市町村（関川村）においても新型インフルエンザ等対策行動計画を変更する必要がある。（特措法第8条第1項）

### 2 行動計画変更の要旨

#### (1) 変更の着意点

- ア 新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえた記載
- イ 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護すること、村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした対策の実施を記載

#### (2) 計画構成の変更

	現行の行動計画(H26年)	変更後
策定のポイント	特措法第7条に基づき策定 県行動計画に準拠	特措法第7条に基づき策定 県行動計画に準拠
第1部	○新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 ○取組の経緯 ○関川村行動計画の作成	○新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 ○関川村行動計画の作成と感染症危機対応
第2部	○新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	○新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第3部 対策項目	6項目 ○実施体制、○サーベイライス・情報収集、○情報提供・共有、○予防・まん延防止、○医療、○住民生活及び地域経済の安定の確保 村の実状に応じ整理	<u>13項目に拡充</u> 左記に○水際対策、○ワクチン、○治療薬・治療法、○検査、○保健、○物資を新設、 <u>村の実状に応じ整理</u> ※県行動計画に準拠
時期区分	①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期	①準備期、②初動期、③対応機 <u>村の実状に応じて整理</u> ※県行動計画に準拠

※黄色網掛けは村行動計画変更案に整理した対策項目

#### (3) 変更の主な記載内容及び対策項目の時期別取組み

付紙第1「変更の主な記載内容」（県危機対策課作成資料を準拠）

付紙第2「各対策項目の主な取組み」（県危機対策課作成資料を

準拠)

### 3 関川村新型インフルエンザ等対策行動計画《素案》の策定

- (1) 令和7年6月30日(月)、県(危機対策課)による市町村新型インフルエンザ等対策行動計画の作成に関する市町村説明会が開催される。
- (2) 新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画の変更要領を準拠に作業着手
- (3) 県危機対策課から提供された「●●市町村新型インフルエンザ等対策行動計画」のマニュアルに基づき策定
  - ア 庁内(総務課・健康福祉課の担当)で審議  
村に該当しない箇所の削除、村の体制に応ずる文言修正など
  - イ 学識経験者(村上保健所)からの意見聴取内容を素案に反映(特措法第8条第7項)